

平成26年度
ジェネリック医薬品使用促進の
取組事例と
その効果に関する調査研究

みずほ情報総研株式会社

1.1 調査研究の目的

ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んでいる医療機関、薬局、保険者等を対象に、それらが行っている使用促進策の内容、効果等に関する調査研究を実施し、その結果得られたジェネリック医薬品の使用促進に有効と考えられる取り組みについて、各都道府県の後発医薬品安心使用促進協議会等に情報提供し、使用促進に役立てることを目的とした。

1.2 調査研究の方法

文献調査結果等に基づき、調査対象としてジェネリック医薬品の使用促進に向け先進的もしくはは有用な取り組みを行っている医療機関、薬局、保険者を選定し、ヒアリング調査を実施

■ 調査対象

医療機関：公立昭和病院、医療法人千住中央診療所、
旭川赤十字病院、
社会医療法人友愛会豊見城中央病院

薬 局：日生薬局、山口県薬剤師会、なんそう薬局

保 険 者：パナソニック健康保険組合、奈良県生駒市、
保険者機能を推進する会 ジェネリック研究会

1.3 調査研究の内容

- ・調査対象機関の概況
- ・ジェネリック医薬品の使用促進に取り組んだ経緯
- ・ジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組内容
- ・ジェネリック医薬品の使用促進の効果
- ・ジェネリック医薬品の使用促進に取り組む上での留意事項
- ・平成26年度診療報酬改定や他の主体との連携に関する事項
- ・その他

2.1 医療機関におけるジェネリック医薬品の使用促進の取組事例(1)

【疑義照会※を不要とする合意書の策定】

医師の負担軽減のため、薬局からの院外処方せんに関する疑義照会を原則的に不要とする合意書を策定する取り組みが行われていた。

公立昭和 病院の例

- 病院周辺の9薬局との間で、処方せんの疑義照会を特定の場合について原則として不要とする合意書を策定し、試行的に運用している。
- 病院の周辺にある薬局とは2か月に1回、連絡会において合意書の取り交わしについて検討を行った。
- 合意書を取り交わした後、疑義照会の電話件数が激減する効果がみられた。

<合意書に記載する内容(疑義照会を不要とする場合)>

- ①成分名が同一の銘柄変更
- ②剤型の変更
- ③別規格製剤がある場合の処方規格の変更
- ④無料で行う半錠、粉碎あるいは混合
- ⑤無料で行う一包化
- ⑥湿布薬や軟膏での取り決め範囲内での規格変更
- ⑦その他合意事項

※ここでいう疑義照会は、処方内容に疑義がある場合ではなく、変更調剤の場合に必要な応じ処方医に対し実施する連絡も含める。

2.1 医療機関におけるジェネリック医薬品の使用促進の取組事例(2)

【患者への説明】

ジェネリック医薬品を一定期間使用してもらい、検査結果等で差異が無いことを示し継続してもらうよう努めたり、ホームページ上でジェネリック医薬品を使用していることをアナウンスするなどし、患者に安心を与えることに努める医療機関がみられた。

千住中央 診療所の 例

- 特定の医薬品へのこだわりが強い患者や、名称が変更することを嫌がる患者に対しては、「同じような効果があるから試してみてください」と勧め、一定期間使用してもらい、検査結果等で差異がないことを示した上で使用を継続してもらうよう努めている。効果が無かったり、弱かったら元に戻すこともできることを前提に話をもちかけ、患者の不安を取り除くことが重要である。
- ジェネリック医薬品を使用していることをホームページ上でアナウンスしている。これにより患者に安心感を与え、医師の考えを示すことができる。

2.1 医療機関におけるジェネリック医薬品の使用促進の取組事例(3)

【ジェネリック医薬品の採用情報の近隣薬局との共有①】

自院におけるジェネリック医薬品の採用情報を近隣の保険薬局に対し提供する病院がみられた。

旭川赤十字病院の
例

- 近隣の応需薬局に対し、ジェネリック医薬品の採用状況に関する情報提供を薬剤部が行っている。

豊見城(とみしろ)
中央病院の例の
例

- 近隣の応需薬局(薬剤師会の会営薬局1件、個人薬局2件)に対してのみ、ジェネリック医薬品の採用状況に関する情報提供を薬剤部が行っている。

2.1 医療機関におけるジェネリック医薬品の使用促進の取組事例(4)

【ジェネリック医薬品の採用情報の近隣薬局との共有②】

新たなジェネリック医薬品が発売された場合、製薬メーカーを招き、別法人である薬局スタッフと共に、医薬品に関する情報共有と知識の向上を図るための勉強会を開催する医療機関もある。

千住中央診療所の例

- 新たなジェネリック医薬品が発売された場合、製薬メーカーを集め診療所内スタッフ向けの勉強会を開催し、新たな薬の特徴等について把握している。
- この際、別法人であるものの、近隣の薬局スタッフにも声をかけ、一緒に話を聞いてもらっている。
- こうした勉強会により、顔の見える関係を築きながら、同じ情報について共有ができること、医師・薬剤師の双方が何に興味を持つのかが理解できること、さらに説明するメーカーが何を主張したいのかを理解できる点がメリットとなっている。
- 所在する足立区のジェネリック使用促進協議会において、区内主要病院で採用されているジェネリック医薬品のリストが作成されており、それを参考にすることもある。

2.2 薬局におけるジェネリック医薬品の使用促進の取組事例(1)

【在庫管理】

同一法人内における店舗間でジェネリック医薬品の在庫を確認するためのシステムを整備し、店舗間のジェネリック医薬品の融通に役立っている薬局がみられた。

日生薬局 の例

- ジェネリック医薬品があるにも関わらず、在庫がないために調剤できないということがないように、システム上で各店舗から、どの店舗にどのくらいの在庫があるかが把握できるようになっており、その情報をもとに店舗間で融通をするようにしている。
- ジェネリック医薬品が存在するものについては、本社で一括して採用するメーカーを決め、全品目取りそろえている。その際、1つの先発医薬品に対し、採用するジェネリック医薬品は1品目として、在庫の増加を抑えるように努めている。

2.2 薬局におけるジェネリック医薬品の使用促進の取組事例(2)

【医療機関への働きかけ】

ジェネリック医薬品の銘柄指定に関する要望を病院との勉強会で伝えたり、県薬剤師会が地区別の採用ジェネリック医薬品リストを作成し県医師会に提供するなど、様々な場やツールを活用して医療機関への働きかけを行う薬局がみられた。

日生薬局の例

- 一部店舗では、病院側との勉強会(地域の複数の薬局が参加することが多い)において、ジェネリック医薬品の銘柄指定はやめて、一般名処方にして欲しいと申し出たことがある。

山口県薬剤師会の例

- 県薬剤師会が作成した地区別の採用ジェネリック医薬品リストを、県医師会に提供した。
- 地区別の採用ジェネリック医薬品リストは薬局の使用状況から作成したが、これは当該地区の医師が多く使用しているジェネリック医薬品を示したものとも捉えられるため、各地区の開業医に、各地区の基幹病院で採用されているジェネリック医薬品の情報提供を行う意味で効果があった。

2.2 薬局におけるジェネリック医薬品の使用促進の取組事例(3)

【変更不可の処方せん割合の調査】

県薬剤師会において会員薬局が応需している処方せんのデータを収集し、病院毎の変更不可の割合を調査していた。

山口県薬剤師会の例

- 会員薬局が応需している処方せんのデータを収集して病院毎の変更不可の割合を調査した。
- このうち変更不可の割合が高い病院に対して病院の薬剤部を通じて医師から理由を聞いた。
- また、変更不可が多い公立病院については当該病院の所在する地域の議会でも取り上げてもらうよう働きかけを行った。

2.2 薬局におけるジェネリック医薬品の使用促進の取組事例(4)

【患者への説明①】

患者に対し説明する上での工夫として、ジェネリック医薬品の使用が医療制度を次世代まで存続させることに寄与すること、国全体のためになること等を訴える取り組みが行われていた。

なんそう 薬局の例

- 所得が多い人や生活保護の受給世帯については自己負担が軽減することを訴えかけてもジェネリック医薬品への切り替えにはつながりにくいことから、医療制度を次世代まで存続させることなどを訴えかけると変更してくれることが多い。
- ジェネリック医薬品について簡単に理解してもらうための工夫として、患者自身が得をする薬ではなく、国全体のためになる取り組みであることを訴えている。

2.3 保険者におけるジェネリック医薬品の 使用促進の取組事例(1) 【データ分析結果の活用①】

加入者のレセプトデータを分析し、加入者にとって利便性の高い情報提供に活用している。

パナソニック健康保険組合の例

- 加入者のレセプトデータを分析し、健康保険組合内で最も使用されているジェネリック医薬品を把握し、この医薬品名称を、加入者に送付する差額通知に掲載している。
- この他、加入者の生活圏でジェネリック医薬品の処方率の高い薬局として、後発医薬品調剤体制加算を算定している複数の保険薬局を把握し、その名称、住所、電話番号について差額通知に掲載している。

ジェネリック医薬品のお知らせ

平成24年 4月 16日
パナソニック健康保険組合
平成24年 4月分

健康 太郎様(200)

あなたが処方されているお薬をジェネリック医薬品に変え、お支払いが安くなります。かかりつけの医師、薬剤師に相談してみてください。

お支払額 8,510円 ▶ 最も安いお支払い額 4,540円 ▶ 最大で 3,970円 お安くになります

先発医薬品	お支払額(円)	ジェネリック医薬品	お支払額(円)
リンデロンV錠数0.12%	50	リダスロン錠数	10
ムコダイン錠500mg	110	カルシウム錠500mg「タイヨー」	60
パリエット錠10mg	1,530	ラベプラゾールナトリウム錠10mg「タイヨー」	990
ザイロリック錠1000mg	270	アロプリノール錠100mg	90
リンデロンV錠数0.12%	50	リダスロン錠数	10
ムコダイン錠500mg	110	カルシウム錠500mg「タイヨー」	60
パリエット錠10mg	1,530	ラベプラゾールナトリウム錠10mg「タイヨー」	990
ザイロリック錠1000mg	270	アロプリノール錠100mg	90
上記お支払金額合計	8,510	4,540	5,160

ジェネリック処方率の高いお近くの調剤薬局

調剤薬局	電話番号	所在地
〇〇薬局	1111-11-1111	大阪府守口市××町××番×××
△△△△株式会社△△△△薬局	2222-22-2222	大阪府守口市××××××××
有限会社エエエエ薬局	3333-33-3333	大阪府守口市××××××××

【ご検討にあたってご留意ください】
 ○ジェネリック医薬品への変更や専門的な内容については、かかりつけの医師、薬剤師にご相談下さい。
 ○このお知らせは薬剤師の処方に基づき、医師、薬剤師は含まれていません。また薬価改定されている場合、国や市町村が調剤費補助を行っている方は、実のお支払額と異なる場合があります。
 ○ご紹介するジェネリック医薬品の「よく使われているお薬」欄には、パナソニック様には請求された調剤薬局のうち最も使用量の多かったものを表示しています。また、「最も安いお薬」欄に薬剤師が処方するお薬のなかったものを表示しています。
 ○ご紹介する調剤薬局は、ジェネリック処方率が一定以上である薬局を抽出して掲載されている調剤薬局のうち、あなたが処方された調剤薬局・調剤薬局と郵便番号が近い調剤薬局を表示しています。
 ○欄にジェネリック調剤薬局に切替済みの場合はご記載ください。

2.3 保険者におけるジェネリック医薬品の 使用促進の取組事例(2)

【データ分析結果の活用②】

加入者個別のデータを分析し、花粉症の治療実績がある人や退職者に対し、使用実績の多いジェネリック医薬品について情報提供を行っている。

パナソニック健康保険組合の例

- 前年度に花粉症(急性アレルギー鼻炎等)の治療がある人に対し、個別にメールで案内し、ジェネリック医薬品の使用を促した。
- 退職者へは、高血圧、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣関連疾患のジェネリック医薬品のうち健康保険組合内での使用実績の多いものについて情報提供した。
- 様々な疾患で良く使用される先発医薬品とそれに対応するジェネリック医薬品との対応表を作成し加入者に案内するが、この対応表の作成の際に、レセネット加盟の薬局に市場での流通量等を確認している。

花粉症の季節に備えて早期治療しましょう!

春先になると多くの方が悩まれる花粉症。症状が出る前の早期治療が有効です。病院で処方される抗アレルギー薬は、処方されるロイコトリエン阻害剤に比べてアレルギーを抑える効果があり、すでに処方されたロイコトリエン阻害剤を抑えるためのものではありません。つまり、一度処方されてから2週間後の症状を軽減することができます。

花粉が飛散する1週間前から抗アレルギー薬を開始することが効果的といわれていますので、実感季節などで症状が飛び始める時期の情報を入手し、早めの受診をお勧めします。

また、**処方された薬にも、ジェネリック医薬品が処方されています**ので、医師にご相談されてみてはいかがでしょうか。

【先発薬とジェネリック医薬品】

※ パナソニック健康保険組合において処方量が多かった抗アレルギー薬のジェネリック医薬品の一覧です。

先発薬品名	薬量	ジェネリック医薬品名	薬量
オノンカプセル112.5mg	86.9	ブソルカストカプセル112.5mg(自費工)	42.2
		ブソルカストカプセル112.5mg(セルフ)	42.2
		ブソルカストカプセル112.5mg(OH)	38.2
グルテック5	97.9	セザリジン塩酸塩5mg(自費工)	55.3
		セザリジン塩酸塩5mg(セルフ)	64.2
		セザリジン塩酸塩5mg(OH)	23.2
リザレバカプセル100mg	57.4	フルカスチンカプセル100mg	8.3
		トルコナストカプセル100mg(OH)	8.3
		トルコナストカプセル100mg(セルフ)	8.3
		トルコナストカプセル100mg	8.3
アレジオン錠10	120.7	エスダチン錠10	73.3
		エスダチン錠10	46.9
		エスダチン錠10	51.6
ザンタンドラシレプト0.1%	82.3	クマリン0.050.1%	10.2
		スチラジン0.050.1%	10.2
		クマリン0.050.1%のジェネリック(1%セルフ)	18.2
アレジオンシロップ1%	113.5	エスダチン0.050.1%	47.9
		エスダチン0.050.1%	77.1
リボスチン点眼薬0.025%	157.9	レボカルバシチン点眼薬0.025%(セルフ)	120.6
		レボカルバシチン点眼薬0.025%(TOA)	120.9
		レボカルバシチン点眼薬0.025%(セルフ)	114.1
インテール点眼薬2%	782.2	ヒドロキノン点眼薬2%	206.1
		クロロール点眼薬2%	414.3
		フェニリン点眼薬2%	208.4
フルネーゼ点眼薬50μgの点眼薬	1786.7	スチロリド点眼薬50μgの点眼薬	1203.3
		フルネーゼ点眼薬50μgの点眼薬	1127.3
		リリカル点眼薬50μgの点眼薬	1207.1

【ジェネリック医薬品を調べるとは】

日本ジェネリック医薬品学会の運営サイト「役に立つ かんじゅさんの医薬品」<http://www.generics.jp/>

監修 自治医科大学パナソニック健康保険組合 保険業務グループ 総務チーム
TEL : 06-6992-9131(内線 2425) ・ 7-699-2426

2.3 保険者におけるジェネリック医薬品の 使用促進の取組事例(3) 【データ分析結果の活用③】

加入者のレセプトデータを分析し、よく使用されているジェネリック医薬品の情報を、病院の勤務医に情報提供している。

パナソ ニック健 康保険組 合の例

- 性・年齢別だけではなく、疾患別や薬局別にジェネリック医薬品の使用状況を分析しているが、こうしたデータ分析の結果は、健康保険組合立の松下記念病院(359床)でのジェネリック医薬品の使用促進に役立てており、この病院の勤務医に対し「他の病院で〇〇の使用率が高いので、先生も使ってみてください」と呼びかけている。

2.3 保険者におけるジェネリック医薬品の使用促進の取組事例(4)

【ジェネリック医薬品推奨薬局の認定①】

ジェネリック医薬品の使用促進に積極的な薬局や取扱い品目数が多い薬局について、ジェネリック医薬品推奨薬局として認定する制度を設ける保険者がある。

奈良県 生駒市の 例

- 市内の薬局でジェネリック医薬品を積極的に取り扱っている薬局を「生駒市ジェネリック医薬品推奨薬局」として認定する制度を設けた。当制度では、ジェネリック医薬品の調剤割合が55%以上か、ジェネリック医薬品を200品目以上備蓄していることを認定要件としている。



2.3 保険者におけるジェネリック医薬品の使用促進の取組事例(5)

【ジェネリック医薬品推奨薬局の認定②】

ジェネリック医薬品推奨薬局の認定制度では、薬局が「ジェネリック医薬品を分かりやすく説明すること」に同意することが必要である。

奈良県
生駒市の
例

- ジェネリック医薬品推奨薬局認定制度では、薬局が提出する同意確認書の賛同項目の最上位に「ジェネリック医薬品を分かりやすく説明すること」がうたわれている。
- 同制度の薬局からみたメリットは2つ。1つ目は市から推奨薬局として繰り返しPRしてもらえること。2つ目は、推奨薬局には、市が作成する市内の主要病院による処方実績の多いジェネリック医薬品のリストが提供されること。

同意確認書

生駒市長 山下 真 様

わたしは、生駒市ジェネリック医薬品推奨薬局制度に関しまして、推奨薬局として認定され、下記事項に協力することに、同意します。

・後発医薬品調剤所体制加算届出の新指標の割合 _____ %
・後発医薬品備蓄品目数 _____ 品目
(後発医薬品調剤割合及び品目数のご記入をお願いします。平成26年12月1日現在)
(なら情報医療ネット掲載)

記

① ジェネリック医薬品を分かりやすく説明すること
② 可能な限りジェネリック医薬品を推奨すること
(医師がジェネリック医薬品の処方禁止する場合は除く)
③ ジェネリック医薬品の備蓄品目数の拡大に努めること
④ 市推奨薬局ステッカーを院内等に貼りつけること
⑤ 市作成のパンフレットの配置及びジェネリック医薬品希望シールの推奨を行うこと
⑥ その他、市と相互に協力しジェネリック医薬品推奨に関する施策を実施すること

平成 年 月 日
_____(署名)
_____(代表者名) 印
_____(メールアドレス)
(メールアドレスがある場合はご記入ください)

生駒市は貴局を推奨薬局として認定した場合は、市のホームページ、広報「いこまち」及びジェネリック医薬品情報誌等において、ジェネリック医薬品を積極的に処方される薬局として情報を発信します。

(生駒市国保医療課 FAX : 0743-70-4870)

2.3 保険者におけるジェネリック医薬品の 使用促進の取組事例(6) 【キャッチコピーの作成】

被保険者や市民に、ジェネリック医薬品についてより意識してもらうことが必要との考えのもと、キャッチコピーを作成し、封筒に印字する保険者がある。

奈良県 生駒市の 例

- 平成26年7月よりジェネリック医薬品に関してキャッチコピーを作成し、市のホームページのトップページに掲載したり、市からの配布物を入れる封筒に印字している。
- このキャッチコピーは、市役所内での使用に留めるのではなく、より広範に広げるために、賛同する薬局には、薬袋や薬剤情報提供文書、レシートなどに印字してもらっている。

<キャッチコピー>

- 薬局で言ってみようよ ジェネリック!
- ジェネリック! 節約できるよ薬代
- ジェネリック! その一言で安くなる
- ジェネリック! 使えば下がる薬代
- 使ってみよう ジェネリック!

2.3 保険者におけるジェネリック医薬品の使用促進の取組事例(7)

【組合担当者の理解の促進①】

学会やメーカー、薬局を招へいし、情報交換を通じて得られた情報をもとに、ジェネリック医薬品に関するQ&A集を作成し、組合担当者に提供していた。

保険者機能を推進する会
ジェネリック研究会の例

- 日本ジェネリック医薬品学会、ジェネリック医薬品メーカーや保険薬局の代表者を研究会に招へいし、情報交換を通じて得た情報をもとに、平成25年に「ジェネリックQ&A(初心者版)」を作成した。
- これはジェネリック医薬品に不安や疑問を持っている健康保険組合の担当者を対象として作成したものであり、保険者機能を推進する会のホームページ上に掲載し、会員組合に活用してもらっている。

Q		A	備考
1	ジェネリック医薬品とは？	<p>1 新薬(先発医薬品)の特許期間が切れた後に、新薬と同じ有効成分でつくられた後発医薬品のことです。多くの開発費がかかる新薬に比べ、価格が安いのが特徴です。</p> <p>2 ジェネリック医薬品は、厚生労働省が先発医薬品と同等と認められた医薬品です。先発医薬品の特許特許後、有効成分・分量・用法・用量、効能及び効果等が新薬と同じとして特許に申請され、製造・販売される後発医薬品です。また、製品によっては成分・味、においの改善、包装の改良等、先発医薬品より工夫されたものもあります。</p> <p>3 後発医薬品に効力劣化が追加された場合、特許の提供で用途、用法、効能、効果が一律に異なる場合があります。</p> <p>4 新薬とジェネリックの効力劣化の少ないものや短期処方の場合ジェネリックに変更してもあまり支払額(差)が出ない場合もございます。変更後の支払額についても短期処方と大きく異なる場合があります。</p> <p>5 後発医薬品からの変更を考慮しても、対応するジェネリック医薬品が製造・販売されていないものも 있습니다。</p> <p>6 存在量が異なる場合には、お薬の用意をするのに時間がかかってしまう場合があります。</p>	<p>A 健保</p> <p>学合</p> <p>製薬会社</p>
	ジェネリック医薬品にはどんな製品がありますか？	<p>薬は、後発医薬品と一般用医薬品の2つに分けられます。後発医薬品は原則の特許によって効力される薬のことで、患者さんが自由に購入することができます。これに対して一般用医薬品は、いわゆる市販薬(大衆薬・OTC※)とも呼ばれる。OTCは、薬事法などで「誰でも購入できる薬」です。</p> <p>さらに、後発医薬品は新薬ジェネリック医薬品に分けられます。新薬は、10~15年の歳月と、数百億円以上かかる費用をかけて開発されるので、新薬を開発した製薬会社は、世界の市場によりおおよそ20年間の特許期間分その薬を独占的に製造・販売する権利が与えられます。けれども、特許期間が満了すると、その特許期間内でも先発とならぬため、他の製薬会社から同じ有効成分をもった薬が製造・販売されるようになります。それが、ジェネリック医薬品です。</p> <p>ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分を使い、効き目、品質、安全性が同等なお薬です。厳しい試験に合格し、厚生労働省の承認を受け、国の標準、品質に基づいて製造・販売されています。さらに、製薬によっては、大きさ、味やにおいなど、服用し易いように工夫したものが沢山あります。</p> <p>※OTC…Over The Counter Drugの略。薬局・薬店のカウンター越しに買える薬という意味。</p> <p>※特許期間…開発した薬の特許権を一定期間独占する権利。</p>	<p>A 健保</p>

2.3 保険者におけるジェネリック医薬品の使用促進の取組事例(8)

【組合担当者の理解の促進②】

加入者への普及促進には、組合担当者がジェネリック医薬品に関する知識を身に付けることが必要との考えのもと、シンポジウムを開催していた。

保険者機能を推進する会
ジェネリック研究会
の例

- 平成26年度に健康保険組合の担当者を対象としたシンポジウムを開催した。
- このシンポジウムでは①ジェネリック医薬品の安全性、②分割調剤、③オーソライズドジェネリック、④バイオシミラーについて、担当者に対し分かりやすく解説するために、ジェネリック研究会のメンバー自らが出演したロールプレイも上演された。



2.3 保険者におけるジェネリック医薬品の 使用促進の取組事例(9)

【組合担当者の理解の促進③】

バイオシミラー※の処方例数・金額に関する調査や、バイオシミラーについての理解を促進するための活動が行われていた。

保険者機能
を推進
する会
ジェネリッ
ク研究会
の例

- バイオシミラーは、加入者には、公費助成や高額療養費の対象となるため、使用によるメリットはほとんど認識されないものの、保険者からは負担する医療費が大幅に減るためその利用に大きな期待が寄せられている。
- 平成25年度に、研究会に参加する組合のバイオシミラーの処方例数・金額に関する調査を実施した。
- バイオシミラーについての定義やジェネリック医薬品との違い、今後の動向、保険者としてのメリットについて講師等を招へいし、勉強した。

※バイオシミラーとは、国内で既に承認されたバイオテクノロジー応用医薬品と同等・同質の有効性、安全性を有することが治験により確認されている医薬品である。

バイオテクノロジー応用医薬品とは、微生物や細胞が持つタンパク質をつくる力を利用して生産される、ヒト成長ホルモン、インスリン、抗体などの「遺伝子組換えタンパク質」を有効成分とする医薬品である。

3.1 ジェネリック医薬品の使用促進 の推進要因 【医療機関】

薬局からの変更調剤時の情報提供を不要 とすることに関する合意書の締結

- 薬局が変更調剤を行った場合における医療機関への情報提供に関する負担軽減のため、医療機関と周辺薬局との間で、上記情報提供を不要とする取決めを行うこと

ジェネリック医薬品に関するスタッフ勉強会 の開催

- 患者への適切な情報提供を行うため、医師、看護師など関係者を交えた自主的な勉強会等の場を設けること

3.2 ジェネリック医薬品の使用促進 の推進要因 【薬局】

ジェネリック医薬品の推奨品の選定

- 現場の薬剤師の採用の判断基準として、また、組織内の在庫調整、廃棄の削減を目的とした融通のため、地域内や法人内などの組織単位でジェネリック医薬品に関する選定基準を設け、それに基づき推奨品を選定すること

患者との信頼関係の醸成

- 日ごろから患者とのコミュニケーションを密にし、信頼関係を醸成すること

3.3 ジェネリック医薬品の使用促進 の推進要因 【保険者】

関係する団体との事前調整

- 各種取り組みを円滑に推進するため、地域の医療関係者との間で事前調整し合意形成を得ること

複数の保険者間での共同での取り組み

- 事業を効率的・効果的に進めていくため、複数の保険者間で共同発注したり、情報共有すること

目標値の設定

- 各保険者は、単に取り組みを進めるのではなく、レセプト管理システム等を活用した適切な目標値を設定すること